

		改	正	案	現	行																											
目次	目次	目次	目次	目次	目次	目次																											
<table border="1"> <tr> <td>第一章 総則（第一条—第二条の三）</td> <td>第一章 総則（第一条・第二条）</td> </tr> <tr> <td>第二章 会計帳簿（第三条—第六条）</td> <td>第二章 会計帳簿（第三条—第六条）</td> </tr> <tr> <td>第三章 計算関係書類</td> <td>第三章 計算書類等</td> </tr> <tr> <td>第一節 総則（第七条—第十二条）</td> <td>第一節 総則（第七条—第十二条）</td> </tr> <tr> <td>第二節 資金収支計算書（第十二条—第十八条）</td> <td>第二節 資金収支計算書（第十二条—第十八条）</td> </tr> <tr> <td>第三節 事業活動計算書（第十九条—第二十四条）</td> <td>第三節 事業活動計算書（第十九条—第二十四条）</td> </tr> <tr> <td>第四節 貸借対照表（第二十五条—第二十八条）</td> <td>第四節 貸借対照表（第二十五条—第二十八条）</td> </tr> <tr> <td>第五節 計算書類の注記（第二十九条）</td> <td>第五節 計算書類の注記（第二十九条）</td> </tr> <tr> <td>第六節 附属明細書（第三十条）</td> <td>第六節 附属明細書（第三十条）</td> </tr> <tr> <td>第四章 財産目録（第三十一条—第三十四条）</td> <td>第七節 財産目録（第三十一条—第三十四条）</td> </tr> </table>	第一章 総則（第一条—第二条の三）	第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 会計帳簿（第三条—第六条）	第二章 会計帳簿（第三条—第六条）	第三章 計算関係書類	第三章 計算書類等	第一節 総則（第七条—第十二条）	第一節 総則（第七条—第十二条）	第二節 資金収支計算書（第十二条—第十八条）	第二節 資金収支計算書（第十二条—第十八条）	第三節 事業活動計算書（第十九条—第二十四条）	第三節 事業活動計算書（第十九条—第二十四条）	第四節 貸借対照表（第二十五条—第二十八条）	第四節 貸借対照表（第二十五条—第二十八条）	第五節 計算書類の注記（第二十九条）	第五節 計算書類の注記（第二十九条）	第六節 附属明細書（第三十条）	第六節 附属明細書（第三十条）	第四章 財産目録（第三十一条—第三十四条）	第七節 財産目録（第三十一条—第三十四条）	<table border="1"> <tr> <td>（会計原則）</td> <td>（会計原則）</td> </tr> <tr> <td>第二条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従つて、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。</td> <td>第二条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従つて、会計処理を行い、計算書類、その附属明細書及び財産目録（以下「計算書類等」という。）を作成しなければならない。</td> </tr> <tr> <td>一〇四 （略）</td> <td>一〇四 （略）</td> </tr> <tr> <td>（総額表示）</td> <td></td> </tr> </table>	（会計原則）	（会計原則）	第二条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従つて、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。	第二条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従つて、会計処理を行い、計算書類、その附属明細書及び財産目録（以下「計算書類等」という。）を作成しなければならない。	一〇四 （略）	一〇四 （略）	（総額表示）					
第一章 総則（第一条—第二条の三）	第一章 総則（第一条・第二条）																																
第二章 会計帳簿（第三条—第六条）	第二章 会計帳簿（第三条—第六条）																																
第三章 計算関係書類	第三章 計算書類等																																
第一節 総則（第七条—第十二条）	第一節 総則（第七条—第十二条）																																
第二節 資金収支計算書（第十二条—第十八条）	第二節 資金収支計算書（第十二条—第十八条）																																
第三節 事業活動計算書（第十九条—第二十四条）	第三節 事業活動計算書（第十九条—第二十四条）																																
第四節 貸借対照表（第二十五条—第二十八条）	第四節 貸借対照表（第二十五条—第二十八条）																																
第五節 計算書類の注記（第二十九条）	第五節 計算書類の注記（第二十九条）																																
第六節 附属明細書（第三十条）	第六節 附属明細書（第三十条）																																
第四章 財産目録（第三十一条—第三十四条）	第七節 財産目録（第三十一条—第三十四条）																																
（会計原則）	（会計原則）																																
第二条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従つて、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。	第二条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従つて、会計処理を行い、計算書類、その附属明細書及び財産目録（以下「計算書類等」という。）を作成しなければならない。																																
一〇四 （略）	一〇四 （略）																																
（総額表示）																																	

第二条の二 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、原則として総額をもつて表示しなければならない。

(金額の表示の単位)

第二条の三 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもつて表示するものとする。

第一章 会計帳簿

(会計帳簿の作成)

第三条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）

第四十五条の二十四第一項の規定により社会福祉法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

2 (略)

第三章 計算関係書類

第一節 総則

(成立の日の貸借対照表)

第七条 法第四十五条の二十七第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、社会福祉法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成される次条

第一項第一号イからニまでに掲げるものとする。

2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわら

(新設)

第二章 会計帳簿

(会計帳簿の作成)

第三条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）

第四十四条第三項の規定により社会福祉法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

2 (略)

第三章 計算書類等

第一節 総則

(新設)

ず、当該各号に定める書類の作成を省略することができる。

一 事業区分（法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は法第二十六条第一項に規定する公益事業若しくは収益事業の区分をいう。以下同じ。）が法第二条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合 次条第一項第一号口

二 抱点区分（社会福祉法人がその行う事業の会計管理の実態を勘案して設ける区分をいう。以下同じ。）の数が一である場合 次条第一項第一号口、ハ及びニ

三 事業区分において抱点区分の数が一である場合 次条第一項第一号ハ

（各会計年度に係る計算書類）

第七条の二 法第四十五条の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。

一次に掲げる貸借対照表

イ・ニ （略）

二 次に掲げる収支計算書

イ・ロ （略）

（削る）

2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める計算書類の作成を省略することができる。

（計算書類等）

第七条 社会福祉法人が作成しなければならない計算書類等は、次に掲げるものとする。

一 各会計年度に係る次に掲げる貸借対照表

イ・ニ （略）

二 各会計年度に係る次に掲げる収支計算書

イ・ロ （略）

三 （略）

四 （略）

2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める計算書類の作成を省略することができる。

一 事業区分が法第二条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合

前項第一号口並びに第二号イ（2）及び口（2）

二 抱点区分の数が一である場合 前項第一号口及びハ並びに第二号イ

（2）及び（3）並びに口（2）及び（3）

三 （略）

一 事業区分（法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は法第二十六条第一項に規定する公益事業若しくは収益事業の区分をいう。以下同じ。）が法第二条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合 前

項第一号口並びに第二号イ（2）及び口（2）
二 抱点区分（社会福祉法人がその行う事業の会計管理の実態を勘案して設ける区分をいう。以下同じ。）の数が一である場合 前項第一号口及びハ並びに第二号イ（2）及び（3）並びに口（2）及び（3）

三 （略）

（総額表示）

第八条 計算書類等に記載する金額は、原則として総額をもつて表示しなければならない。

（金額の表示の単位）

第九条 計算書類等に記載する金額は、一円単位をもつて表示するものとする。

（事業活動計算書の構成）

第二十二条 （略）

2・3 （略）

4 前条第三号に掲げる部には、第六条第一項の寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なものを除く。）

（事業活動計算書の構成）

第二十二条 （略）

2・3 （略）

4 前条第三号に掲げる部には、第六条第一項の寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なものを除く。）

を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合には、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。

5・6 (略)

第五節 計算書類の注記

第二十九条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。

一～四 (略)

五 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

六～十四 (略)

十五 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

2 前項第十二号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者

二 前号に掲げる者の近親者

三 前二号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人

四 支配法人（当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第六号において同じ。）

五 被支配法人（当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。）

を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合は、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。

5・6 (略)

第五節 計算書類の注記

第二十九条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。

一～四 (略)

五 法人が作成する計算書類等並びに拠点区分及びサービス区分

六～十四 (略)

十五 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

2 前項第十二号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 当該社会福祉法人の役員及びその近親者

二 前号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人

三 前二号に掲げる他の法人をいう。第六号において同じ。）

四 支配法人（当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第六号において同じ。）

五 被支配法人（当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。）

六 当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人	3 前項第四号及び第五号に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している」とは、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えることをいう。	(新設)
一 一の法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員		
二 一の法人の職員 4 (略)	(新設)	(略)
(附属明細書) 第三十条 (削る)	(新設)	(新設)
法第四十五条の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。この場合において、第一号から第七号までに掲げる附属明細書にあつては法人全体について、第八号から第十九号までに掲げる附属明細書にあつては拠点区分ごとに作成するものとする。	2 社会福祉法人が作成しなければならない附属明細書は次に掲げるとおりとする。この場合において、第一号から第七号までに掲げる附属明細書にあつては法人全体について、第八号から第十九号までに掲げる附属明細書にあつては拠点区分ごとに作成するものとする。	(新設)
一 一の法人の職員 4 (略)	(新設)	(新設)
2 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。		
3 4 (略)		

(財産目録の内容)

第二十一条 法第四十五条の二十四第一項第一号の財産目録は、当該会計年度末現在（社会福祉法人の成立の日における財産目録は、当該社会福祉法人の成立の日）における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

(財産目録の内容)

第二十一条 財産目録は、当該会計年度末現在における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

第一号第一様式 (第十七条第四項関係)

(略)

第一号第二様式 (第十七条第四項関係)

(略)

第一号第三様式 (第十七条第四項関係)

(略)

第一号第四様式 (第十七条第四項関係)

勘定科目 (略)

介護保険事業収入

(略)

第一号第一様式 (第七条関係)

(略)

第一号第二様式 (第七条関係)

(略)

第一号第三様式 (第七条関係)

(略)

第一号第四様式 (第七条関係)

勘定科目 (略)

介護保険事業収入

(略)

()	介護保険事業収入	勘定科目 (略)
略 収	(略)	(略)

利用者等利用料収入	入
（略）	入
食費収入 (公費)	
食費収入 (一般)	
食費収入 (特定)	
居住費収入 (公費)	
居住費収入 (一般)	
居住費収入 (特定)	
（略）	
その他事業収入	
補助金事業収入 (公費)	
補助金事業収入 (一般)	
市町村特別事業収入 (公費)	
市町村特別事業収入 (一般)	
受託事業収入 (公費)	
受託事業収入 (一般)	
その他事業収入	
（略）	
老人福祉事業収入	
（略）	
運営事業収入	
管理費収入	
その他の利用料収入	

<u>補助金事業収入 (公費)</u>	児童福祉事業収入
<u>補助金事業収入 (一般)</u>	(略)
<u>その他の事業収入</u>	児童福祉事業収入
<u>補助金事業収入 (公費)</u>	(略)
<u>補助金事業収入 (一般)</u>	その他の事業収入
<u>受託事業収入 (公費)</u>	補助金事業収入
<u>受託事業収入 (一般)</u>	受託事業収入
<u>その他の事業収入</u>	その他の事業収入
<u>保育事業収入</u>	保育事業収入
<u>(略)</u>	(略)
<u>その他の事業収入</u>	その他の事業収入
<u>補助金事業収入 (公費)</u>	補助金事業収入
<u>補助金事業収入 (一般)</u>	受託事業収入
<u>受託事業収入 (公費)</u>	受託事業収入
<u>受託事業収入 (一般)</u>	その他の事業収入
<u>その他の事業収入</u>	その他の事業収入
<u>就労支援事業収入</u>	就労支援事業収入
<u>(略)</u>	(略)
<u>障害福祉サービス等事業収入</u>	障害福祉サービス等事業収入

(略)

その他の事業収入

補助金事業収入 (公費)

補助金事業収入 (一般)

受託事業収入 (公費)

受託事業収入 (一般)

その他の事業収入

(略)

生活保護事業収入

(略)

その他の事業収入

補助金事業収入 (公費)

補助金事業収入 (一般)

受託事業収入 (公費)

受託事業収入 (一般)

その他の事業収入

医療事業収入

入院診療収入 (公費)

入院診療収入 (一般)

室料差額収入

外来診療収入 (公費)

外来診療収入 (一般)

保健予防活動収入

(略)

その他の事業収入

補助金事業収入

受託事業収入

その他の事業収入

(略)

生活保護事業収入

(略)

その他の事業収入

補助金事業収入

受託事業収入

その他の事業収入

医療事業収入

入院診療収入

入院診療収入

室料差額収入

外来診療収入

保健予防活動収入

受託検査・施設利用収入

訪問看護療養費収入 (公費)

受託検査・施設利用収入

訪問看護療養費収入

訪問看護利用料収入

(略)

その他の医療事業収入

補助金事業収入 (公費)

補助金事業収入

受託事業収入 (一般)

受託事業収入

受託事業収入 (公費)

受託事業収入

受託事業収入 (一般)

その他の医療事業収入

(略)

(何) 事業収入

(略)

その他の事業収入

補助金事業収入 (公費)

補助金事業収入

補助金事業収入 (一般)

補助金事業収入

受託事業収入 (公費)

受託事業収入

受託事業収入 (一般)

その他の事業収入

(何) 収入

(略)

(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二号第一様式 (第二十三条第四項關係) (略)	第二号第一様式 (第七条關係) (略)	第二号第二様式 (第二十三条第四項關係) (略)	第二号第三様式 (第七条關係) (略)	第二号第四様式 (第七条關係)
第二号第四様式 (第二十三条第四項關係)	勘定科目 (略)	勘定科目 (略)	勘定科目 (略)	勘定科目 (略)
(略)	介護保険事業収益 (略)	介護保険事業収益 (略)	介護保険事業収益 (略)	介護保険事業収益 (略)
(略)	利用者等利用料収益 (略)	利用者等利用料収益 (略)	利用者等利用料収益 (略)	利用者等利用料収益 (略)

食費収益 (公費)
食費収益 (一般)
<u>食費収益 (特定)</u>
居住費収益 (公費)
居住費収益 (一般)
<u>居住費収益 (特定)</u>
(略)

その他事業収益
補助金事業収益 (公費)
補助金事業収益 (一般)
<u>市町村特別事業収益 (公費)</u>
市町村特別事業収益 (一般)
<u>受託事業収益 (公費)</u>
<u>受託事業収益 (一般)</u>
その他事業収益
(略)

老人福祉事業収益
(略)
運営事業収益
管理費収益
その他利用料収益
補助金事業収益 (公費)
<u>補助金事業収益 (一般)</u>
居住費収益 (公費)
居住費収益 (一般)
<u>居住費収益 (特定)</u>
(略)

その他の事業収益	その他の事業収益
(略)	(略)
児童福祉事業収益	児童福祉事業収益
(略)	(略)
その他の事業収益	その他の事業収益
補助金事業収益 (公費)	補助金事業収益
補助金事業収益 (一般)	
受託事業収益 (公費)	
受託事業収益 (一般)	受託事業収益
その他の事業収益	その他の事業収益
保育事業収益	保育事業収益
(略)	(略)
その他の事業収益	その他の事業収益
補助金事業収益 (公費)	補助金事業収益
補助金事業収益 (一般)	
受託事業収益 (公費)	
受託事業収益 (一般)	受託事業収益
その他の事業収益	その他の事業収益
就労支援事業収益	就労支援事業収益
(略)	(略)
障害福祉サービス等事業収益	障害福祉サービス等事業収益
(略)	(略)
その他の事業収益	その他の事業収益

補助金事業収益 (公費)	生活保護事業収益
補助金事業収益 (一般)	(略)
受託事業収益 (公費)	その他の事業収益
受託事業収益 (一般)	(略)
その他の事業収益	その他の事業収益
医療事業収益	生活保護事業収益
入院診療収益 (公費)	(略)
入院診療収益 (一般)	その他の事業収益
室料差額収益	補助金事業収益
外来診療収益 (公費)	受託事業収益
外来診療収益 (一般)	その他の事業収益
保健予防活動収益	医療事業収益
受託検査・施設利用収益	入院診療収益
訪問看護療養費収益 (公費)	室料差額収益

訪問看護療養費収益 (一般)

訪問看護利用料収益

(略)

その他の医療事業収益

補助金事業収益 (公費)

補助金事業収益 (一般)

受託事業収益 (公費)

受託事業収益 (一般)

その他の医療事業収益

その他の医療事業収益

その他の医療事業収益

(何) 事業収益

(略)

その他の事業収益

補助金事業収益 (公費)

補助金事業収益 (一般)

受託事業収益 (公費)

受託事業収益 (一般)

その他の事業収益

その他の事業収益

(何) 収益

(略)

(略)

訪問看護利用料収益

(略)

その他の医療事業収益

補助金事業収益

受託事業収益

その他の医療事業収益

その他の医療事業収益

その他の医療事業収益

(何) 事業収益

(略)

その他の事業収益

補助金事業収益

受託事業収益

受託事業収益

その他の事業収益

その他の事業収益

(何) 収益

(略)

(略)

第三号第一様式	<u>(第二十七条第四項關係)</u>	第三号第一様式	<u>(第七条關係)</u>
(略)		(略)	
第三号第二様式	<u>(第二十七条第四項關係)</u>	第三号第二様式	<u>(第七条關係)</u>
(略)		(略)	
第三号第三様式	<u>(第二十七条第四項關係)</u>	第三号第三様式	<u>(第七条關係)</u>
(略)		(略)	
第三号第四様式	<u>(第二十七条第四項關係)</u>	第三号第四様式	<u>(第七条關係)</u>
(略)		(略)	
別表第一		別表第一	
別表第二		別表第二	